

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書				事業年度	法人名			
特 定 法 人 の 名 称 等		1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算 の 明 細	期首海外投資等損失準備金の金額		12	円
本店又は主たる事務所の所在地		2			当期5年経過後5年間 均等益金算入額 (25の計)	13		
資源開発投資法人等の認定		3	第 号		同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14		
特 定 株 式 等 の 認 定		4	第 号		計 (13) + (14)	15		
当 期 積 立 額		5			当期積立額のうち損金算入額 (5) - (11)	16		
積 立 限 度 額 の 計 算	当期において取得した 特定株式等の取得年月日	6	・		期末海外投資等 損失準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17		
	(6)の特定株式等のうち 期末に有するものの取得価額	7			貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18		
	同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額	8			差 (18) - ()	P51参照		
	取得年度に特定株式等の 帳簿価額を減額した金額	9			当期 貸借対照表 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20		
	積 立 限 度 額 (8) - (9)	10			当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)	21		
積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10)		11			前 期 分 前期末における差額 (前期の(19))	22		
益 金 算 入 額 の 計 算								
積 立 事 業 年 度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の 準備金の額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (24) - (25) - (26)		
				5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × $\frac{\quad}{60}$	(25) 以外の場合			
		23	24	25	26	27		
積 立 事 業 年 度 経 過 し た 日 の 翌 日 の	・	円	円	円	円			
	・							
	・							
	・							
	・							
積 立 事 業 年 度 経 過 し な い 日 の 翌 日 の	・	円	円		円	円		
	・							
	・							
	・							
	・							
当 期 分								
計				円				

別表十二(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。